

転出(居)することになりましたが、どのような手続きが必要ですか？

中頓別町から他の市町村へ引っ越すときは、住所を移す前に転出届を提出してください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの	担当グループ
転出届	住所を移す前	本人 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 印鑑登録証(登録者のみ) 本人確認できるもの(免許証など) 	総務課 住民グループ
			<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 乳幼児医療受給者証 ひとり親家庭等医療費受給者証 重度心身障害者医療受給者証 児童手当支給消滅事由届 ※いずれも加入者のみ	保健福祉課 保健福祉 グループ (介護福祉 センター内)
転居届	住所を変えた日から14日以内	本人 世帯主 代理人	届出人の印鑑	総務課 住民グループ
			<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 乳幼児医療受給者証 ※いずれも加入者のみ	保健福祉課 保健福祉 グループ (介護福祉 センター内)
水道 ・ 下水道	水道を休止または 廃止する時	本人 世帯主 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 使用休止届 ※下水道に接続されている住宅については、下水道休止届の提出が必要になります。 ※水道の使用を休止するときは、使用水量を調べて料金を精算しますのでお早めにご連絡願います。	産業建設課 建設グループ
小・中学生 のお子さん がいる方	速やかに	保護者	※在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を受け取り、新住所地の教育委員会へ提出してください。	各学校